

航空宇宙技術遺産認定制度に関する内規

制定 令和3年12月23日

改定 令和7年6月25日

（目的）

第1条 この規程は、日本航空宇宙学会が我が国の航空宇宙技術発展史を形づくる画期的な製品および技術を顕彰して後世まで伝え、今後の航空宇宙技術の発展に寄与することを目的として行う製品および技術の認定に関する事項を定めるものである。

（名称）

第2条 この規程による認定を航空宇宙技術遺産という。

（認定対象）

第3条 航空宇宙技術遺産の認定対象は、我が国の航空宇宙技術発展史上の画期的な製品および技術である。

（推薦依頼）

第4条 航空宇宙技術遺産の候補の推薦に関しては、関係方面に通知し候補の推薦を広く依頼する。

（推薦資格）

第5条 航空宇宙技術遺産の申請は本会会員とする。

（選考）

第6条 選考は、理事会により指名された選考委員長及び若干名の委員によって構成された選考委員会の発議により理事会が行う。選考委員は2年をこえて重任することはできない。

（認定）

第7条 認定は、前条の規程に合格する製品および技術に対して認定証とプレートの贈与をもって行うとともに学会誌及びウェブページ等で広報する。

（認定時期）

第8条 認定は会員の集い（年会講演会）において行う。

付則

1. 内規の改定は理事会で行う。

2. 本内規は、令和3年12月23日より施行する。
3. 本内規の変更は、理事会で承認のあった日（令和7年6月25日）より施行する。